

区 分	公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業	農業集落排水事業	合併処理浄化槽設備事業
①目的	・都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質保全に資する。 ・自然環境の保全又は農山漁村における水質の保全に資する。	農業集落における農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持又は農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与する。	公共用水域等の水質の保全等の観点から、し尿及び雑排水の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与する。
②対象地域	公共下水道:主として市街地 特定環境保全公共下水道:市街化区域以外の区域	農業振興地域(これと一体的に整備することを相当とする区域を含む)内の農業集落	下水道法の認可を受けた事業計画に定められた予定処理区域以外の地域
③設定主体及び管理主体	設置主体:地方公共団体 管理主体:地方公共団体	設置主体:地方公共団体 管理主体:地方公共団体	設置主体:個人または地方公共団体(市町村) 管理主体:個人または地方公共団体(市町村)
④根拠法又は予算上措置	下水道法【法律補助】	農業集落排水資源循環統合補助事業等【予算補助】	浄化槽設置整備事業【予算補助】 浄化槽市町村整備推進事業【予算補助】
⑤対象人口	公共下水道:特になし 特定環境保全公共下水道: 1,000人～10,000人(1,000人以下も可)	受益戸数が概ね20戸以上 原則として概ね1,000戸以下	特に制限なし (市町村が設置主体の場合は20戸以上)
⑥対象汚水	・汚水 (生活雑排水・し尿、工場・事業場排水等) ・雨水	・汚水 (生活雑排水・し尿) ・雨水	・汚水 (生活雑排水・し尿)
⑦施設の整備内容	・汚水処理 ・汚泥処理 ・雨水対策	・汚水処理 ・汚泥処理	・汚水処理 ※別途、汚泥処理施設が必要
⑧経済性	・建設費、維持管理費、使用年数を用いて年当たりの費用を比較。その際に比較の条件を合わせる必要がある。		
各種法令等に基づくもの	処理場23年、管きょ50年 (地方公営企業法)	処理場23年、管きょ50年 (財務省令等)	7年 (国庫補助事業実施要綱)
施設の使用実績	○終末処理場土木建築物:50～70年 ○終末処理場機械電気設備:15～35年 ○管きょ:50～120年	○終末処理場土木建築物:50～70年 ○終末処理場機械電気設備:15～35年 ○管きょ:50～120年 国土交通省に準拠	○躯体:30年～ ○機器設備類:7～15年程度
⑨普及率 (H26末)※1)	77.6% 9,775万人	2.8% ※2) 352万人	8.9% ※3) 1,124万人

※1) 福島県において、東日本大震災の影響により調査不能な市町村があるため、公表対象外としている。

※2) 漁業集落排水事業、林業集落排水事業、簡易排水施設を含む

※3) 個人設置を含む